

(社)長崎県建設業協会  
(社)長崎県中小建設業協会  
(社)長崎県造園建設業協会  
(社)長崎県ほ装協会  
(社)長崎県工務店連合会  
(社)長崎県下水道建設業協会  
(社)長崎県管工事協会  
(社)長崎県港湾漁港建設業協会  
(社)長崎県建造物解体工業会  
長崎県トンネル協会

会長様

長崎県建設工事入札手続等検討委員会  
事務局長 監理課長  
( 公 印 省 略 )

#### 受任営業所を有する場合の入札・契約者の取扱いについて

長崎県が発注する建設工事において、入札参加資格を有する者から、入札・契約等の事務について「委任状」により委任を受けた本店以外の営業所（以下「受任営業所」という。）を有することを条件とした場合の、入札・契約を行う者の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

なお、今回の取扱いは、これまでの長崎県の取扱いを明文化したものであり、特に取扱いを変更したものではありません。

#### 記

1. 指名競争入札において、受任営業所が直接指名された場合は、入札・契約等に関する一切の事務を当該受任営業所が行うこととし、当該企業の他の営業所が入札・契約等の事務を行うことを認めないこととします。
2. 一般競争入札及び簡易工事応募型一般競争入札において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を得る者については、入札・契約等に関する一切の事務を当該受任営業所が行うこととし、当該企業の他の営業所が入札・契約等の事務を行うことを認めないこととします。
3. 1及び2の場合において、受任営業所以外の者がした入札は無効とします。

なお、今後行われます入札公告及び入札執行通知書に上記に関する文書を記載し、入札参加者へ周知を図ることとします。